

延滞金

税金を納期限までに納めない場合に、納期限の翌日から納税の日までの期間に応じて、次の率によって計算される延滞金がかかります。

区 分	加 算 さ れ る 額
納期限の翌日から 1か月を経過する日まで	税額に 年2.4% (「各年の延滞金特例基準割合」に年1%を加えた割合)を乗じて計算した金額
1か月を経過する日の 翌日から納税の日まで	税額に 年8.7% (「各年の延滞金特例基準割合」に年7.3%を加えた割合)を乗じて計算した金額

- (1) 令和5年の延滞金特例基準割合は年1.4%となっており、令和5年12月31日までの期間について適用されます。
- (2) 延滞金の計算をする際は、次のとおり端数金額又はその全額を切り捨てます。
 - ① 計算の基礎となる税額が2,000円未満であるときは、延滞金はありません。
 - ② 計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、この端数金額を切り捨てます。
 - ③ 算出された延滞金の金額が1,000円未満であるときは、延滞金は徴収されません。
 - ④ 延滞金の金額に100円未満の端数があるときは、この端数金額を切り捨てます。
- (3) 令和4年12月31日までの期間及び令和6年1月1日以後の期間における延滞金については、管轄の県総合(県税)事務所にお問い合わせください。

【延滞金の計算例】

自動車税種別割:税額39,500円 納期限:令和5年5月31日 納付日:令和5年10月19日



■計算方法

基礎となる税額の端数処理 39,500円 → 39,000円 (1,000円未満の端数切り捨て)
 $39,000円 \times 2.4\% \times 30日 \div 365日 = 76円$ (1円未満切り捨て)……①
 $39,000円 \times 8.7\% \times 111日 \div 365日 = 1,031円$ (1円未満切り捨て)……②
 ①76円 + ②1,031円 = 1,107円 → 1,100円 (100円未満の端数切り捨て)

延滞金の金額 1,100円

加 算 金

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人事業税(地方法人特別税・特別法人事業税)、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税及び核燃料税について、実際より少なく申告したり、期限までに申告しなかったり、税金を免れようとした場合などに徴収されます。

区 分	内 容	納 め る 額
過少申告加算金	期限内に申告をした場合で、その額が実際より少ないために、後日正しい額に訂正したり(修正申告)、訂正された(更正)場合	増加した税額の10% 増加した税額のうち、期限内に申告した税額又は50万円のいずれか大きい額を超える部分は15%
不申告加算金	期限後に申告した場合や申告をしなかった場合	納める税額の15% (県の調査による決定があることを予知しないで申告期限後に申告した場合は5%) 納める税額のうち、50万円を超える部分は20%、 300万円を超える部分は30%
重加算金	二重帳簿などで故意に税を免れようとした場合	期限内に申告をした場合は、 増加した税額の35% 期限後に申告をした場合や、申告をしなかった場合は、 納める税額の40%

※ 同一税目で不申告加算金又は重加算金が過去5年以内に課されたことがある場合、または**3年連続で課される場合**には、その加算金の割合に10%の加重措置がなされる場合があります。

下線部は、令和6年1月1日以後に申告期限が到来するものから適用されます。(令和5年度改正)